

## 建設工事に係る低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が競争入札により行う建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）の規定により、低入札価格調査制度を適用する場合の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 対象となる工事は、舞鶴市発注の建設工事のうち、主たる工事目的物の構造形式や工法におけるメーカー独自の技術の占める割合が大きいもの（以下「特殊型」という。）又は特殊型以外で総合評価一般競争入札により行うもの（以下「標準型」という。）とする。

2 前項に係る審査は、競争入札参加者資格等審査委員会規程（平成3年規程第3号）に定める競争入札参加者資格等審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）において行うものとする。

(平成30年6月・一部改正)

(調査基準価格の設定等)

第3条 当該工事に係る競争入札において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）の算定にあたっては、次項に基づくほか工事の難易度等を勘案して算定するものとし、その運用については別に定めるものとする。

2 予定価格算定の基礎となった次の各号に定める額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 調査基準価格は、前2項に基づき複数の契約担当職員が算定した額の平均値（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。

4 調査基準価格は入札後に公表するものとする。

(平成29年11月・平成30年6月・平成31年4月・令和4年5月一部改正)

(失格基準価格)

第4条 調査基準価格を下回る入札において、調査によらず失格とする価格（以下「失格基準価格」という。）を設けることができる。

2 当該工事を担当する課長（以下「工事担当課長」という。）は、失格基準価格

を設けようとする場合は、その算定方法を資格審査委員会に諮らなければならない。

3 失格基準価格は、入札後に公表するものとする。

(その他の失格基準)

第4条の2 標準型において失格基準価格を設けない場合は、調査基準価格を下回る入札において、調査によらず失格とする基準を設けるものとする。

(平成30年6月・一部改正)

(競争入札参加者への周知)

第5条 本制度の円滑な運用を図るため、一般競争入札にあつては入札説明書、入札公告等に、指名競争入札にあつては入札通知書に、低入札価格調査制度を適用することがあることを明記し、契約担当者は、入札執行の際に次のことを説明する。

(1) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者（最低の価格をもって申込みをした者又は総合評価落札方式を適用する場合における評価値の最も高い者をいう。以下同じ。）であつても必ずしも落札者とならない場合があること。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、必要な資料を提出し、事情聴取に応じることにより第7条に規定する調査に協力すること。

(4) 入札者が第7条に規定する調査に協力しない場合は、その者の入札を無効とし、入札参加停止の措置を講じることがあること。

(平成30年6月・一部改正)

(入札の執行等)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合（総合評価落札方式を適用する場合は、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回るとき。）は、落札者の決定を一時保留する旨を宣言し、調査後改めて落札者を決定する旨を入札者に告知して、入札を終了する。なお、当該入札者のうち最低価格入札者が複数の場合は、くじ引きにより調査の順位を決定するものとする。

(調査の実施)

第7条 工事担当課長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号に掲げる事項から必要な資料の提出を求め、事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 入札価格の内訳書

(3) 第一次下請の予定業者及び予定下請金額等

(4) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況

(5) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

- (6) 配置予定技術者
- (7) 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連
- (8) 手持ち資材の状況
- (9) 資材納入予定業者と調査対象者との関係
- (10) 手持ち機械の状況
- (11) 労務者の具体的供給見通し
- (12) 過去に施工した公共工事名及び発注者並びに履行状況
- (13) 建設副産物の搬出地
- (14) 下請人への法令遵守指導等に関する誓約書
- (15) その他

2 工事担当課長は、予定価格の内訳と入札価格の内訳を比較し、必要に応じて、価格差の大きい直接工事費の調査及び諸経費の調査を行うものとする。

3 前2項に規定する調査事項に係る資料等の様式その他調査の実施に係る詳細については、別途定める。

(調査結果のとりまとめ及び契約審査委員会への付議)

第8条 特殊型の場合、契約課長は、経営内容、経営状況及び信用状況の調査を行い、工事担当課長に報告するものとする。

2 工事担当課長は、特殊型の場合又は標準型において調査の結果契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、調査の結果をまとめ、当該工事を担当する部長（以下「部長」という。）が招集する契約審査委員会に付議するものとする。

(平成30年6月・一部改正)

(契約審査委員会の組織等)

第9条 契約審査委員会の組織は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、部長をもってあてる。

(2) 委員は、3名程度とし、部長が指名する。

(3) 委員会の会議は非公開とし、関係者は審議の内容を他に漏らしてはならない。

2 委員長は、審議において必要がある場合は資格審査委員会に意見を求めるものとする。

(適合の場合の措置)

第10条 契約審査委員会の審議（標準型の場合は工事担当課長の調査をいう。）の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、契約課長は、最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(平成30年6月・一部改正)

(不適合の場合の措置)

第11条 契約審査委員会の審議の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、工事担当課長は、契約審査委員会の意見を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けて、

最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（総合評価落札方式においては評価値が次に高い者。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

2 契約課長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（準用規定）

第12条 次順位者が調査基準価格未満の入札者であった場合には、第7条から前条までの規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月12日から施行し、施行日以降に入札を行うものから適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。